

## 情動犯罪についての一考察

吉 川 真 理

## I はじめに

情動犯罪とは、一般に、情動に駆り立たれ、意思による制御が極めて限定的にしか行えない状態で犯罪を行う場合であると定義されている。その際、念頭に置かれているのは、極度の興奮状態が行為に重大な影響を与えるような場合である。そして、情動それ自体は、責任判断にとって特別な要素であるとはいえず、情動を理由に責任が減免されるのは、極めて例外的な場合であると解されている<sup>1</sup>。

このように、情動犯罪についての法律学上の定義は、比較的問題が少ないように見えるが、個々の具体的事例の判断に当たっては、困難な問題に遭遇する。というのは、情動は、人間のあらゆる行為において（とりわけ禁止違反行為において）重要な役割を果たしているからである。犯罪を実現するに当たって、いかなる情動が重要性を有しているかについて、一義的な解答が得られていないため、ある犯罪が情動犯罪に当たるかどうかの問題は、責任能力の判断をめぐる最も困難な問題に属すると言っても過言ではないといえよう<sup>2</sup>。

---

<sup>1</sup> Nedopil N : Forensische Psychiatrie,3.Aufl.,S.229 (2006)

<sup>2</sup> Nedopil,a.a.O.,S.229

情動犯罪は、性犯罪などと同じように、行為者が明らかな精神障害を負っているわけではないが、行為者に対する一時的な過度の要求、過度の負担により、犯行当時、その制御能力に問題が生じている点に特徴がある。その際、精神医学、心理学、法律学において得られた情動犯罪の典型的な状況と裁判例をできるだけ詳細に検討することが必要である<sup>3</sup>。さらに、情動犯罪の検討に当たっては、予防や危険性の判断という観点も度外視することはできない。

近時、情動犯罪の分野は、学問的發展が著しく、一般の関心も広がっているが、それと同時に、情動犯罪に対する一般の不安も拡大している。わが国には、林美月子教授による優れた先行研究があるが<sup>4</sup>、本稿においては、その後のドイツの研究成果を踏まえ、情動犯罪についての分析を行っていきたいと思う。

## II ドイツの学説の動き

一 歴史的に見て、強度の情動による興奮を理由に行行為者の刑を軽減することは、決して新しいことではない。すでにユスチニアヌス帝の時代に、ローマ法では、情動により暴行が行われた場合にその刑を軽減する規定を置いていた。そして、情動犯罪の刑を軽減する考え方は、カロリナ刑事法典<sup>5</sup>やカルプツォーフの刑法教科書<sup>6</sup>にも見られ、現代に至る

<sup>3</sup> Nedopil,a.a.O.,S.229

<sup>4</sup> 林美月子『情動行為と責任能力』弘文堂1991

<sup>5</sup> カロリナ刑事法典179条は、「さらに、若年あるいはその他の欠陥のために、明らかに弁識力を有せざるある者によりて非行が行なわれるときは、それは朕の本令の末尾(=219条)に示さるるとき場所全情況を送付して[鑑定が]求められ、しかして、それらのまたその他の法に精通せる人びとの鑑定に従いて審理せられ、ないしは罰せらるべし。」と規定していた(訳は、堀浩「カルル5世刑事裁判令(カロリナ)」神戸法学雑誌18巻第2号283頁によった)。

<sup>6</sup> Carpzow B: Practica nova criminalis (1635)

まで踏襲されているのである。もっとも、情動犯罪の判断に当たって、心理学者、精神科医が鑑定人として法廷に呼ばれるようになったのは、比較的最近のことであった。それ以前は、情動が行為者の行為にとっていかなる意味を持つかの判断は、一切、裁判官に委ねられていたのである。ただ、このように情動犯罪の判断にあたって心理学者、精神科医の鑑定が付されるようになって、情動が混乱や恐怖、驚愕に基づく場合には、引き続き、裁判官が単独で刑の減輕事由として判断することになった。過剰避難に関するドイツ刑法33条の規定は、正にこうした趣旨に基づくものといえよう<sup>7</sup>。

行為者が情動によりドイツ刑法20条の規定する「根深い意識障害」に陥り、行為時において制御能力が失われているか、あるいは、それが著しく減退している場合には、心理学者、精神科医による鑑定が付される。既に、1934年に、Hocheは、「情動の司法精神医学的な判断にとって行為者が精神病に罹患しているという所見は必ずしも必要ではない」と述べているが<sup>8</sup>、その理由は、恐らく彼が、情動により根深い意識障害に陥る場合には、健康な人でも陥る精神的変調が問題になっており、こうした精神的変調は、精神病、精神障害に特有のものではない、と考えたからであろう<sup>9</sup>。

二 さて、ドイツの学説において激しく議論されているのは、ある行為が情動に当たるかどうかの判断をもっぱら経験的に行なうべきか、それとも、規範的に行なうべきか、という点である。例えば、Ziegertは、行為者の具体的な状況において、情動による負担がどの程度のものであったかを検討する際、過去の裁判例を参考にすることが必要である、と

---

<sup>7</sup> Nedopil,a.a.O.,S.229.

<sup>8</sup> Hoche A : Handbuch der gerichtlichen Psychiatrie,3.Aufl. (1934)

<sup>9</sup> Nedopil,a.a.O.,S.229.

述べているが<sup>10</sup>、こうした立場は、後者に属するといえよう。このように、ドイツの司法精神科医の多くは、連邦通常裁判所の判例を引き合いに出し、ある行為が情動に当たるかどうかの検討を行っているが、こうした立場は、法律学の基準を無批判に司法精神医学に持ち込むものとして厳しく批判されている。もっとも、精神科医は、情動の判断にあたって、もっぱら精神病理学的な、行為者の動機を解明するために必要な拠り所を与えるに過ぎないので、精神科医が連邦通常裁判所の判例を引き合いに出すことについては、やむを得ない点もあるといえよう<sup>11</sup>。

これに対し、ある行為が情動に当たるかどうかの判断をもっぱら経験的に行う立場によると、正に精神科医こそが、その臨床経験から、特殊な危機的状況下で発生するような心因反応、心的外傷による反応、解離性障害による情動などの例外状態について十分な知識を有しているのである。例えば、Saßは、ドイツ国内の文献を網羅的に調査した結果、主たる犯罪の25%から39%が情動によるものであると結論付けている<sup>12</sup>。また、Schreiberによると、この種の情動犯罪において無罪とされる比率は年々増加し、1978年においては57%に上るとしている<sup>13</sup>。ただ、情動に条件づけられた根深い意識障害についての経験的な調査は行われておらず、その最新の統計も明らかにされていないが、情動を理由に限定責任能力が認められるケースは次第に少なくなっているようである<sup>14</sup>。

ところで、根深い意識障害は、ドイツ刑法20条に規定されている他の責任能力のメルクマールと比較して、次のような特徴があるとされている。第1に、根深い意識障害に相当するとほぼ自動的に行為者の限定責

---

<sup>10</sup> Ziegert U : Prolegomena einer juristischen Affekttheorie.Recht und Psychiatrie;16: 91-96 (1998)

<sup>11</sup> Nedopil,a.a.O.,S.230

<sup>12</sup> Saß H : Affektdelikte.Nervenarzt;54; 557-572 (1983)

<sup>13</sup> Schreiber HL : Bedeutung und Auswirkungen der neugefaßten Bestimmungen über Schuldfähigkeit. NStZ ;2: 46-51 (1981)

<sup>14</sup> Nedopil,a.a.O.,S.230

任能力（例外的に完全な責任無能力）が認められることであり、第2に、根深い意識障害に相当するかどうかの診断にあたっては、行為者の再犯可能性や処分施設への収容可能性について検討されることが殆どないことである。なお、第2の特徴は、情動が新たな犯罪の危険性を孕んだ、長期に亘る疾病とはみなされないことと密接に関連しているといえよう<sup>15</sup>。

三 さて、ある行為が情動に当たるかどうかの判断をもっぱら経験的に行った場合、情動の爆発が正当化されるかどうかは精神科医の経験を基にして判断されることになるが、その結論はしばしば分かれることが多い。また、判例は、被害者の虐待行為を通して加害者の憤激や絶望が惹起された場合や、加害者が驚愕のあまり情動に陥った場合にも、根深い意識障害を認めているが、その判断基準を同じく精神科医の経験に求めようとするならば、それは、両義的なものにならざるを得ず、また、行為の一面だけを強調するものになってしまう恐れがある。そこで、ドイツの裁判所は、行為者の情動の爆発が根拠のあるものであったかどうかだけを検討し、犯行当時、行為者に認知的な障害や精神障害があったかどうかの検討は精神科医に委ねるという方法を選択するようになるのである<sup>16</sup>。

他方、学説においては、犯行当時の情動の程度が如何なるものかを検討し、根深い意識障害の存否は、この情動の程度によって決定すべきであるとされた<sup>17</sup>。

先ず、犯行前の行為者の動的な要素に着目し、情動の程度を測るという見解がある。この見解によると、犯行前の行為者には次のような特徴があるという。すなわち、行為者は、侮辱的行為と自虐的行為、希望と

---

<sup>15</sup> Nedopil,a.a.O.,S.230

<sup>16</sup> Nedopil,a.a.O.,S.230f.

<sup>17</sup> Nedopil,a.a.O.,S.231

失望、怒りとその抑圧という一連の流れの中で、行為者の攻撃性が形成され、次第に思考が狭くなると同時に、最終的にこれまで押さえてきた情動に歯止めが効かなくなる。中でもRaschは、情動に基づくパートナー殺害が如何にして行われるかを分析し、次の3つの段階に分類できるとしている<sup>18</sup>。

1. パートナーとの葛藤
2. 精神状態の悪化とパートナーに対する嫌悪の念に基づく情動の発生
3. 情動の爆発

Raschは、3の情動の爆発に関し、次のように述べている。すなわち、行為者は以前にも同じ状況に置かれ、情動を爆発させそうになったが、何とか踏み止まっていた。しかし、今回は情動を押さえることができず、情動を爆発させるに至ったのであると。さらに、注目すべきは、Raschが、ほぼ直角的な情動の衝撃 (nahezu rechtwinkligen Affektimpuls) が認められる場合には、根深い意識障害を肯定することができる、としている点である<sup>19</sup>。なお、学説の中には、Raschのいう特別なパートナー関係がなくても情動犯罪に至る可能性があり、制御能力の判断の際には、行為経過が如何なるものであったかについて詳細に検討する必要がある、という見解も有力に主張されている<sup>20</sup>。

Bernsmannは、情動犯罪における行為者=被害者関係を強調している。すなわち、Bernsmannによると、情動犯罪においては行為者が被害者であることが多く、最初は、行為者がパートナーから虐待を受けていたが、パートナーの挑発行為により情動を爆発させ、ついに犯罪を実現す

---

<sup>18</sup> Rasch W : Tötung des Intimpartners (1964)

<sup>19</sup> Rasch, Schuldfähigkeit. In A.Ponsold (Ed.), Lehrbuch der gerichtlichen Medizin, 3. Aufl., S.83f. (1967); Nedopil, a.a.O., S.231

<sup>20</sup> Nedopil, a.a.O., S.231.

るに至る、というパターンが顕著であるという<sup>21</sup>。Raschも、情動犯罪においては、行為者がパートナーよりも弱者であるか下位の地位にあることが多いことを認めている<sup>22</sup>。

他方、犯罪が行われる前の行為者の精神病理学的特徴を情動の程度を判断する際の基準として掲げる学者もいる。例えば、Mendeは、機能的な意識の混濁（例えば朦朧状態）と情動によって誘発された意識の変化との類似性を強調している。その症状としては、記憶障害、意識野の狭窄が挙げられるが、このうち、記憶障害には、単に記憶が欠落している場合だけでなく、事実を歪めて記憶している場合や、部分的に記憶している場合も含まれる<sup>23</sup>。

意識野の狭窄は、周囲への無関心から推察することができる。さらに、驚愕して犯行を中断したり、犯行後即座に救助行為を行ったり、生理学的な随伴現象を伴いつつ呆然自失の状態や絶望状態に陥っているような場合には根深い意識障害を認めることができる。激しい情動に自律神経的な随伴現象があることは、医学的に認知されており、専門知識に従って注意深く精査されなければならない。さらにMendeによると、情動や抑制の解放に寄与する布置的要素も重要な役割を果たしているという。その例として、Mendeは、適量のアルコールの摂取を挙げている。適量のアルコールの摂取それ自体は、深刻な制御能力の侵害を招くことはないが、情動による負担との関係で司法精神医学的に重要な意味を持つことになるのである<sup>24</sup>。

---

<sup>21</sup> Bernsman K : Affekt und Opferverhalten. NStZ; 4: 160-166

<sup>22</sup> Rasch, Tötung des Intimparters (1964)

<sup>23</sup> Mende W : Die affektiven Störungen. In: Venzlaff U, Hrsg. Psychiatrische Begutachtung (1986) S.399f.

<sup>24</sup> Mende, a.a.O., S.321.

四 ところで、Saßは、前述したように、ドイツ国内の文献を網羅的に検索し、情動犯罪にとって重要と思われる特性をピックアップしているが、それらを発生頻度順に従って並べると次のようになるという<sup>25</sup>。

1. 特別の行為前史と行為の経過
2. 犯行の準備を伴った情動発生状況
3. 人格の精神病理学的素因
4. 布置的因子
5. 防衛傾向のない突然の、原始的な行為経過
6. 爆発的な情動形成と解体
7. 行為後の激しい動揺を伴う次行動
8. 知覚領野や心的経過の狭窄
9. 犯行の契機と反応の不均衡
10. 想起障害
11. 人格異質性
12. 意味と体験の連続性の障害

後にSaßは、このリストを10項目に修正しており、その際、指標の9から12までを削除し、「挑発－興奮－行為という密接な関係」、「激しい情動の高まりに伴う自律神経的、心理運動的、精神的随伴現象」を加えている<sup>26</sup>。

さらに、Saß(1983)は、根深い意識障害の存否を、情動犯罪にとって重要な特性と根深い意識障害がないことを示す以下の行為指標を比較することによって検討しようとしている。

1. 空想での攻撃的予形成
2. 行為の予告

---

<sup>25</sup> Saß H : Affektdelikte, Nervenarzt ; 54 : 557-572 (1983)

<sup>26</sup> Saß H : Handelt es sich bei der Beurteilung von Affektdelikten um ein psychologisches Problem? Fortschr. Neurol. Psychiat. ; 53 : 55-62 (1985)

3. 行為開始時の攻撃的態度
4. 行為の準備
5. 行為者による行為状況の招致
6. 挑発－興奮－行為という関係の不存在
7. 主として行為者による行為経過の目的的な形成
8. 長期間にわたる行為経過
9. 階段状の複雑な行為経過
10. 行為に際して、少なくとも部分的には内省的能力が保たれていたこと
11. 正確な細部にわたる記憶
12. 行為事象を是認するコメント
13. 高度の情動的興奮の自律神経的・精神運動的・精神的随伴現象の欠如<sup>27</sup>

さて、Saßは、以上の諸指標において、もっぱら行為の精神病理学的な特性だけを取り上げ、しかも、これらの特性をチェックすべき基準としてではなく、あくまでも行為者の精神障害に起因し、行為経過に影響を与える現象として捉えようとした。しかし、実際には、犯罪学的な特性も指標として用いたため、首尾一貫していないのではないかとの批判がなされた。また、人格異質性という概念も指標としてあいまいであり、信頼に値しないと非難された<sup>28</sup>。さらに、想起障害を指標の一つにすることについても疑問が提起されている。というのは、想起障害はしばしば行為者の保身として用いられ、必ずしも行為者の制御能力の有無を100%証明するものではないからである。ドイツの判例もかつては想起障害があることを根深い意識障害を認めるための有力な証拠となり得るとしていたが、現在は見解を改め、想起障害だけでは十分な証拠と看做

<sup>27</sup> 後にSaß,a.a.O.,S.61 (1985) は、この指標を7項目に修正している。

<sup>28</sup> Nedopil,a.a.O.,S.232

すことはできず、他の精神病理学的な特徴と合わせて判断することによって初めて証明可能な証拠になるとしている<sup>29</sup>。

興味深いのは、Röslerが、これらの指標を用いて鑑定を行ったところ、責任能力のある被験者と限定責任能力のある被験者との間に重複が見られ、個々の指標は勿論のこと個々の指標を組み合わせたとしても意味のある境界線を引くことができなかった、と結論付けたことである<sup>30</sup>。

以上、Saßの考察方法には、鑑定人の裁量にかなりの余地を与え、また、個々の指標が判断する人によって異なって解釈されるという問題があるにしても、彼ができるだけ客観的な指標を用い、根深い意識障害の有無を検討しようとした学問的功績まで失われることはないであろう。

五 Saßの情動犯罪に関する基本的な研究が公にされて10年以上も経った2006年、Marnerosは、再びこのテーマに取り組んだ<sup>31</sup>。その際、彼は力点を次の2点に置いた。1つは、精神病理学的な観点を前面に置いたことであり、もう1つは、情動犯罪(Affekttat)と衝動犯罪(Impulstat)を区別したことである<sup>32</sup>。

Marnerosは、情動犯罪の場合にも精神科医による鑑定が必要であるとし、最初に、ICD-10<sup>33</sup>あるいはDSM-IV-TR<sup>34</sup>に従って、被験者に重い急性ストレス反応があるかどうかを検討すべきであると考えた。そして、この検討がなされた後で、情動を理由とする制御能力の低下について司法精神医学的な議論を行うべきであるとしたのである<sup>35</sup>。

---

<sup>29</sup> Nedopil,a.a.O.,S.232

<sup>30</sup> Rösler M : Zur kuriteriengeleitenden Erfassung von Affektdelikten. Nervenarzt; 62: 49-54

<sup>31</sup> Marneros A : Affekttaten und Impulstaten (2006)

<sup>32</sup> Marneros,a.a.O.,S.75ff.

<sup>33</sup> ICD-10 WHOによる精神および行動の障害の臨床記述と診断ガイドライン。監訳：融道男ら。医学書院。東京。2005

<sup>34</sup> DSM-IV-TR米国精神医学会の精神疾患の分類と診断の手引き。訳：高橋三郎、大野裕、染矢俊幸、医学書院。東京。2002

<sup>35</sup> Marneros,a.a.O.,S.109ff.

ところで、ICD-10によると、急性ストレス反応とは、明らかな精神障害を認めない個人において、例外的に強い身体的および／または精神的ストレスに反応して発現し、通常数時間か数日以内でおさまる著しく重篤な一過性の障害であると定義されている。例外的な強い身体的、精神的ストレスとは、例えば、自然災害や事故、戦争、犯罪等によって当事者や当事者にとって掛け替えのない人間の安全が脅かされた場合や、その社会的地位が突然脅かされた場合などを指す。DSM-IV-TRによれば急性ストレス障害の診断にとって少なくとも次の基準の3つを充たさなければならぬことになる。

- ・麻痺した、孤立した、または感情反応がないという主観的感覚
- ・自分の周囲に対する注意の減弱
- ・現実感消失
- ・離人症
- ・解離性健忘（すなわち、外傷の重要な側面の想起不能）

Marnerosによると、鑑定人は、先ず、以上の基準に従って、被験者に重い急性ストレス反応があったかどうかを検討し、次に、行為者の重い精神的ストレスの発生から情動行為に至るまでのメカニズムを明らかにすることになるが、その際、重要となるのは、自己認識 (Selbstdefinition) の揺らぎと自己概念 (Selbstkonzept) の崩壊である<sup>36</sup>。というのは、行為者は、自己認識が揺らぎ、自己概念が崩壊することによって方向性を失い、情動に対する歯止めが効かなくなるからである。従って、鑑定人は、先ず、行為者の自己認識と自己概念が如何なるものであったかを明らかにし、次いで、それらが揺らぎ、崩壊していった過程を証明し、最後に、そこから重い急性ストレス反応が生じたことを立証しなければならないことになる。

---

<sup>36</sup> Marneros, a.a.O., S.82ff.

さらに、Marnerosの功績として見過ごすことができないのは、彼が情動犯罪と衝動犯罪を明確に区別したことである。Marnerosによると、衝動犯罪においては、自己認識の揺らぎと自己概念の崩壊は重要ではなく、もっぱら衝動とそれに対するコントロールの不均衡だけが問題になるという<sup>37</sup>。もちろん、衝動犯罪においても根深い意識障害が認められ、制御能力の著しい低下が肯定される場合がある。それどころか、学者の中には、根深い意識障害が認められるケースの大部分が情動犯罪と衝動犯罪であると主張する者もいる。しかし、衝動犯罪が認められれば自動的に制御能力の著しい低下が認められる訳ではない。制御能力の判断にあたっては注意深い検討が必要であろう。

六 さて、多くの学者は、情動犯罪においては典型的な性格の偏奇が存在しないということに一致している。しかし、情動犯罪に一定の性格的特徴を認めることは可能であろう。例えば、Venzlaffは、情動犯の性格の特徴として、行為者がパートナーを失うことについて極端な恐れを抱いていること、フラストレーションに対する耐性が低いこと、劣等感を抱いていること、社会的適応性が低いこと等を挙げているが<sup>38</sup>、Glatzelは、こうした特徴をタイプ1と名付け、さらに、ナルシスト的な性格をタイプ2と名付けている<sup>39</sup>。また、Raschは、正当にも、多くの情動犯罪において、人格の発達における脆弱性が見られることを指摘している<sup>40</sup>。

行為者の依存的性格、ナルシスト的性格は、確かに情動犯罪の重要な特徴であろう。ただ、パートナーとの間の地位の不均衡を必要とすべき

---

<sup>37</sup> Marneros, a.a.O., S.75ff.

<sup>38</sup> Venzlaff U : Die Forensisch psychiatrische Beurteilung affektiver Bewußtseinsstörungen. Wertungs- oder Quantifizierungsproblem. In: Schwind HD, Hrsg. Festschrift für G. Blau (1985) S.391

<sup>39</sup> Glatzel J : Die affektabhängige Tötungshandlung-Zum Problem der tief greifenden Bewußtseinsstörung. Der Strafverteidiger; 4: 220

<sup>40</sup> Rasch W : Forensische Psychiatrie (1986)

かについては争いがある。学説においては、対等なパートナーの間でも情動の鬱積と緊張を認めることができるという見解も有力に主張されているからである<sup>41</sup>。また、パートナーとの間に長期に亘る葛藤が必要かについても争いがある。それを必要とする見解が多数説であるが、葛藤の過程の中で行為者の癪に障って、情動が突然爆発する可能性があることを考慮すると、それを必要としない見解にも十分な根拠があるといえよう。

### Ⅲ むすびにかえて

以上、情動犯罪をめぐる、主としてドイツの精神科医による議論を見てきたが、これまでの分析で明らかになったことは、ドイツの学説においては、情動犯罪の動的側面を強調するにせよ、精神病理学的な側面を強調するにせよ、情動犯罪、ないしは情動を理由とする根深い意識障害が認められるための客観的な指標を確立しようとしたことで一致が見られるということである。

特に注目されるのが、Saßの見解である。Saßは、前述したように、情動犯罪にとって重要な特性を示した指標と根深い意識障害がないことを示す行為指標とを比較することによって根深い意識障害の有無を判断しようとしたが、その最大の特徴は、これらの諸指標を単にチェックすべき基準としてではなく、行為者の精神障害に起因し、行為経過に影響を与える現象として捉え、これらを相互に複合的に概観することを求めた点にある。

---

<sup>41</sup> Nedopil,a.a.O.,S.234

このように、ドイツにおいては、ここ20年の間に情動犯罪をめぐる研究が進み、その指標作りも進展しているが<sup>42</sup>、他方、わが国においては、情動犯罪の研究は、林美月子教授によって大きな展開を見せたものの、その後はむしろ忘れ去られた感があり<sup>43</sup>、指標作りに至っては全く行われていないというのが現状である。

中でも遅れが目立つのは、判例の動きである。例えば、わが国の判例は、情動による意識障害につき、布置因子を要求している。すなわち、「中毒、脳器質損傷、重い体質異常等の『医学的布置因子』、睡眠不足、疲労等の『生理的布置条件』」を必要とする。そして、意識狭窄による意識障害の可能性を指摘する鑑定に対して、身体的障害条件はもちろん極度の不眠、飢餓、疲労等の生理的条件も認められないとして意識障害を否定した判例も存在する。また、異常な情動素質及び、行為の人格異常性、動機に比して不相応な重大な犯行であること、犯行についての健忘から、限定責任能力の可能性を認める鑑定を採用し、心神耗弱を認め一審判決に対して、第二審は、鑑定は被告人の身体的な障害条件を云々するものではないとして、一審判決を破棄し、完全責任能力とし、最高裁も上告を棄却した事例も存在する<sup>44</sup>。

確かに、アルコール飲酒や疲労といった布置因子は、情動犯罪を基礎付ける重要な行為状況の1つであろう。しかし、Saßの分析から明らかのように、布置因子がなければ情動犯罪が存在しないという関係が精神医学的に認められている訳ではない。わが国の判例が、情動による意識

---

<sup>42</sup> ドイツの連邦最高裁判所では、既に、2005年に人格障害の責任能力判断に関するミニマム・スタンダードが作られている。その内容の詳細については、ノルベルト・ネドピル著・神馬幸一訳「人格障害における責任能力判断と司法精神医学的リスク・アセスメント」静岡大学法政研究13巻1号(2008)175頁以下が詳しい。

<sup>43</sup> 僅かに、安田拓人『責任能力の本質とその判断』弘文堂(2006)45頁以下が、正常人の情動の問題について触れている程度である。

<sup>44</sup> 林美月子：情動行為と責任能力。中谷陽二(編)、精神障害者の責任能力—法と精神医学の対話、130-131、金剛出版(1993)

障害につき、布置因子を要求することは誤りであるように思える。

ただ、最近の判例の中には、様々な事実を複合的に考察して責任能力の有無を検討し、最終的に責任能力を否定したものもある。例えば、大阪地裁平成20年5月26日判決は、統合失調症に罹患していた被告人が、かねて自宅に隣接する家人から誹謗中傷されていると邪推し、同家人を殺害しようと企て、隣家に侵入し、文化包丁で家人4人を突き刺すなどしたが、同家人らに妨害されたため、殺害目的を遂げなかったという殺人未遂の事案につき、「被告人は、統合失調症の症状を相当悪化させ、幻聴や妄想が活発化していたところ、本件犯行直前に聞いた幻聴により八方ふさがりの状態になったことから、この上は被害者一家を殺害しようと決意したものであって、このような犯行動機は了解することが著しく困難であるし、被告人の本来の人格とは全く異質のものであり、統合失調症による幻聴や妄想がなければ殺害を決意することはなかったという意味において、幻聴や妄想に強く影響されていたことは明らかである。また、犯行時の状況も、被告人が犯行をためらった形跡はなく、110番通報をしたことなどの犯行後の行動を検討しても、被告人が正に犯行時に違法性の認識を有していたとは断定し難い。被告人は、常日頃、殺人が違法な行為であるという抽象的かつ観念的な知識を有していたが、犯行時、統合失調症による幻聴や妄想の強い影響を受けて、自らの行為について、長年にわたって悪口を言ってくるという不当な行為に対する最後の対抗手段として、正当性を有するものと不合理にも認識していたものと認められ、反対動機を形成する前提として、自己の直面する具体的状況に応じて行為の是非善悪を弁別する能力は、完全に失われていた疑いが濃厚である。さらに、幻聴とのやりとりで激情に駆られ、強度の精神運動興奮の状態にあり、意識が清明でなかった可能性すらあるのであるから、仮に犯行時、是非善悪を弁別する能力がごくわずかに残存していたとしても、その弁別に従って自己の行動を制御する能力は失われて

いた疑いが濃厚である」として、被告人に対し無罪を言い渡している<sup>45</sup>。

明らかな精神障害がある場合には、精神障害の方で刑事責任能力を判定していくのが通説であるが<sup>46</sup>、本判決では、統合失調症による幻聴や妄想の影響だけでなく、幻聴とのやりとりで生じた激情、興奮、意識障害も取り上げ、これによって、ごくわずかに残存していた弁別によって行動を制御する能力も失われたとしている。このように責任能力の有無をややもってまわったような形で判断した背景には、精神障害を持ちながらもやはり情動を考慮しなければならない例があることを裁判所が認めたと解釈するのは行き過ぎであろうか。Saßの指標のひとつ「人格の精神病理学的素因」は、厳密には人格上の精神病理学的素因を判断するものではあるが、本判決のような明らかな精神障害を有する者においても、長期にわたる罹病によって、情動に問題をきたすような人格を形成することはありうることである。つまり、情動反応は、正常者のみならず、精神障害を有する者においても起きうるし、精神障害者の刑事責任能力が厳しく問われる現状<sup>47</sup>を考えると、なおのこと精神障害を有する者の情動行為は無視できないのである。ただ、何れにせよ、正常者については、「著しい情動状態が存在し、その情動が疾病と等価値を有すると認められる場合には、睡眠、脳障害、中毒等の布置因子を欠いたとしても、責任能力の減喪を認めて差支えない」として、心神耗弱を認めた

---

<sup>45</sup> 大阪地方裁判所平成18年(わ)第6978号平成20年5月26日判決LEX/DBインターネットTKC法律情報データベース【文献番号】28145335

<sup>46</sup> 例えば、林美月子『情動行為と責任能力』弘文堂(1991)4頁は、「ドイツ刑法は生物学的要件として「病的精神障害」「精神薄弱」及び「その他の重大な精神的変異」をも規定しているため、情動行為の鑑定において、すでに病的障害が明らかであるとされる場合、すなわち、端的に、てんかんや精神分裂病、さらに器質的脳障害等と診断された場合、及び重度の精神薄弱である場合等はそれらの規定にすでに該当し、「深い意識障害」に該当するか否かは問題にならない。このことはわが国でも同様である」としている。

<sup>47</sup> 中谷陽二：刑事精神鑑定の歴史と現状－争点と課題－司法精神医学2－刑事事件と精神鑑定－、松下正明(総編集)、山内俊雄・山上皓・中谷陽二(編)、2-10、中山書店(2006)

高松地裁昭和55年9月17日判決（判例集不登載）以降、情動を理由に刑事責任の減免を認めた判例は出ていないのである。

このように、わが国の判例においても、様々な事実を複合的に考察して責任能力の有無を判断するという姿勢は定着しているものの、情動を理由に刑事責任の減免を認めた判例は少なく、鑑定人である精神科医も刑事責任を減免する情動という概念に全く無関心か無知なのではないかとさえ思われるのである。たとえば、平成18年に夫を殺害したかどで平成20年に東京地裁で有罪判決を受けた、いわゆる新宿・渋谷エリートバラバラ殺人事件は、典型的な情動犯罪である可能性があるが、鑑定を行った二人の精神科医は、被告人の情動については何も触れていないのである。このような状況であるから、わが国においては、情動犯罪について、いかなる指標を用いて責任能力を判断すべきかについて統一的な見解は得られていない。

情動犯罪が認められるための絶対的な基準というものは存在しない。しかし、これまでのドイツにおける議論から明らかになったように、行為者の人格の発展、行為者と被害者の関係、行為前史、行為経過、行為後の次行動といった諸指標を用い、複合的に考察することによって、個々の事案に即した適切な判断が行えるようになるのではなかろうか。そして、そのような指標作りにあたっては、精神科医、心理学者、法律家の協力が必要となるのである。今後、ドイツにおける情動犯罪の指標の精度が一層上がることを期待するとともに、わが国においてもそうした指標作りが進むことを期待したい。そのためにも、まず、刑事責任を減免する手段としての情動という概念をあらためて見直すことが重要であろう<sup>48</sup>。

---

<sup>48</sup> 本稿を作成するにあたっては、国立精神・神経センター精神保健研究所司法精神医学研究部長の吉川和男氏から司法精神医学についての貴重な助言・意見を賜った。深く感謝申し上げたい。